

# 平田篤胤『考案書』と宇佐美氏

秦野 秀明

## はじめに

『越谷市史 第一巻 通史上』には、以下の記述がある。

### 「資料一」

「ことに幕末の国学者平田篤胤は、越ヶ谷町の門人山崎篤利を訪れたときは、当社に参詣したものとみられ、越ヶ谷久伊豆神社の由緒をしたためた「考案書」を著している。

これによると応仁元年（一四六七）、伊豆国宇佐美の領主、宇佐美三八郎重之が当地域を領知したとき、越ヶ谷久伊豆神社に太刀を奉納するとともに社殿を再建したという。「後略」(1)

「資料一」の記述内容を整理すると、

一 国学者平田篤胤は

二 越ヶ谷久伊豆神社の由緒をしたためた「考案書」を著した

その由緒とは

① 応仁元年（一四六七）、

② 伊豆国宇佐美の領主、宇佐美三八郎重之が

③ 当地域を領知したとき

④ 越ヶ谷久伊豆神社に太刀を奉納するとともに社殿を再建したという

であった。

筆者は、「資料一」①、②、③、④の検証を行うべく、出典である『考案書』を紐解くために、「越谷市立図書館」にも蔵書として備えられている『新修平田篤胤全集』の「全ての巻」に当たったが、『考案書』を発見することは叶わなかった（「国立国会図書館サーチ」(2)でも検索に係らなかった）。

そこで、原田民自氏の収集された資料等から

① 「資料二」

明治三十七年四月五日発行『東武鉄道線路案内記』

三一、三二頁(3)

② 「資料三」

明治三十八年二月十三日発行『埼玉県地理案内』

四六、四七頁（4）

③「資料四」

大正五年発行『越ヶ谷案内』

四一頁（5）

の「三点」の資料の記述の中に、平田篤胤が越ヶ谷久伊豆神社の由緒をしたためた『考案書』の記述内容を、「復元」することが可能な箇所を発見した。

ゆえに本論では、筆者が、「資料二」、「資料三」、「資料四」を元に、平田篤胤『考案書』の記述内容を出来る限り「復元」し、その記述内容を「引用」した「資料一」①、②、③、④の検証及び、「同」②に記述される宇佐美氏についての検証を行うこととする。

尚、頁数の制約上、「越ヶ谷久伊豆神社」の「創建」に関わる論説や、同神社の「祭祀」に関わる論説は、本論においては行わない。

一 「資料三」の記述内容の整理

「資料二」、「資料三」、「資料四」の記述内容を比較

検討した結果、「出版物の発行時期に時間差がない」、「著者の文章表現に同一性がみられる」等の根拠から、この「三点」の資料の著者は、「同一人物」であると推定し、次に、その記述内容の「復元」を容易にし、且つ、その内容である「資料一」①、②、③、④の検証を行うことも容易にするために、「資料三」を「三点」の資料の代表として用いて、次のように「資料三」B①からB⑮までの記述として整理した。

「資料三」

明治三十八年二月十三日発行

『埼玉県地理案内』四六、四七頁（4）

- B① 伊豆国宇佐見領主、宇佐見三八郎重之、
- B② 室町將軍家より、
- B③ 武州埼玉郡寄西木崎の郷を給はり、
- B④ 応仁元年（编者案するに寄西は今の騎西なるべし）の頃
- B⑤ 伊豆国より、武蔵国に移る其時
- B⑥ 本国の神なれば、伊豆国加茂郡三島社を木崎の郷に斎ひて、

B ⑦ 久伊豆明神と號す、久伊豆明神とは則、三島明神の御事なり、

B ⑧ 右宇佐見家の系図に見えたり、

B ⑨ 三島明神を久伊豆と申す事は東鑑に見えたり、

B ⑩ 又三島明神を俗には、大山祇神を祭るといへども此は、伊予国三島神社は、大山祇神を祭る故

に同体ならんと思ひ誤れるにて、實は事代主神と溝昨姫神とを祭れり、此事は古史傳といふ書に見へたり

B ⑪ 久伊豆神を蛇神といふ事は、言代主の八尋鰐になりて、三島の溝昨姫へ通ひ給へるといふ古事を誤り傳へたるものなり、

B ⑫ 宇佐見三八郎は、後に常陸国佐竹の臣となりて

B ⑬ 出羽国秋田にうつれるが、

B ⑭ 大阪陣の時に討死す、其子孫を三十郎をいふ、

B ⑮ 今に秋田に住して、佐竹氏に仕ふといふ。

## 二「資料一」と「資料三」の相違点

「資料一」①、②、③に対応する記述は、「資料三」

B ①、B ②、B ③、B ④、B ⑤の記述である。

① 応仁元年（一四六七）、  
に対応する記述は、

↓ B ④ 応仁元年（編者案するに寄西は今の騎西なるべし）の頃 であり、

② 伊豆国宇佐美の領主、宇佐美三八郎重之が  
に対応する記述は、

↓ B ① 伊豆国宇佐見領主、宇佐見三八郎重之、  
であり、

③ 当地域を領知したとき  
に対応する記述は、

↓ B ② 室町將軍家より、

↓ B ③ 武州埼玉郡寄西木崎の郷を給はり、

↓ B ⑤ 伊豆国より、武蔵国に移る其時  
である。

補足として、「資料一」①、②、③に対応する「資料三」の記述に関しての「相違」を「2点」指摘する。

1点目は、②の「地名」、及び「氏名」が、本来知られる「宇佐美」の「美」であるのに対して、B ①

では「地名」、及び「氏名」が、本来知られない「宇佐見」の「見」であるという点である。

これは、B①の執筆者の単純な「誤り」であると推定した。

2点目は、③の「当地域」という表現にに対して、B①では「武州埼玉郡寄西木崎の郷」という具体的な「地名」で記述されている点である。

これは、③の執筆者である萩原龍夫氏が、「越ヶ谷久伊豆神社」が中世においては「武蔵国崎（崎）西郡」に属したという事実を踏まえた上で、「宇佐美氏」と「越ヶ谷久伊豆神社」との関係性を残したいという判断の下で、「当地域」という表現に落ち着いたと推定した。

本論においては筆者の判断として、「武州埼玉郡寄西木崎の郷」の解釈を、

「武蔵国（武州）に属する近世では埼玉郡となる中世における崎（崎）西郡の中心地である現・加須市騎西の近辺」

と推定し「再定義」した。

現・加須市騎西の地には、式内社の「玉敷神社」に

比定され、近世においては「久伊豆明神」と呼ばれた「現・玉敷神社」が存在する。

次に、「資料一」④に対応する記述は、「資料三」には存在しない。

「資料一」④ 越ヶ谷久伊豆神社に太刀を奉納するとともに社殿を再建したという

に対応する記述は、まったく存在しない。

ゆえに、「資料一」④に対応する記述が、「資料三」には存在しない以上、平田篤胤『考案書』の本文が発見されない限り、その検証が不可能であるために、本論においては判断を保留することとする。

尚、「資料三」B⑥からB⑪までの記述は、B⑥の

「木崎の郷に斎ひて」の記述に代表されるように、「久伊豆明神」の「創建」や「祭祀」に関わるものであるが、前術のように、「越ヶ谷久伊豆神社」の「創建」に関わる論説や、同神社の「祭祀」に関わる論説は、

本論においては行わないので、この件に関しては後日の課題としたい。

また、「資料三」 B⑫からB⑮までの記述は、応仁元年（一四六七）以降の宇佐美氏の記述があり、こちらに関しては、検証を行うこととする。

### 三 「資料一」 ①、②、③の検証

「資料一」①、②、③の記述内容を整理した

- ① 応仁元年（一四六七）、
- ② 伊豆国宇佐美の領主、宇佐美三八郎重之が
- ③ 当地域を領知したとき

の検証に入る前に確認すべき点として、前述したように「資料一」③の執筆者である萩原氏が記述した「当地域」を、「資料三」 B③の記述内容である「武州埼玉郡寄西木崎の郷」を踏まえた上で、筆者が「再定義」した「武蔵国（武州）に属する近世では埼玉郡となる中世における崎（埼玉）西郡の中心地である現・加須市騎西の近辺」を前提とする。

その上で、「資料一」①、②、③の記述内容である応仁元年（一四六七）に、伊豆国宇佐美の領主である宇佐美三八郎重之が、「現・加須市騎西の近辺」を

領知したという記述内容を、該当する地域の現在知られている「史料」を用いて検証した結果、次のような推定を行った。

- 一 応仁元年（一四六七）、伊豆国宇佐美の領主は宇佐美三八郎重之ではない可能性が高い。

「史料一」

元弘三年（一三三三）足利尊氏御判御教書（上杉家文書）（6）

十二月二十九日、足利尊氏は、伊豆国宇佐美郷を、上杉五郎に、勲功賞として給与した。

○これ以降、応仁元年（一四六七）に至るまで、「領主」が変わったことを示す「史料」は、管見の限り存在しない。

「史料二」

応安四年（一三九七）寺尾憲清召文（三嶋大社文書）（7）

九月九日、伊豆国守護代寺尾憲清が、三嶋社東大夫に対して、鎌倉への参上を命じた。

「史料三」

長祿二年（一四五八）右衛門尉康清書状（矢田部文書）（8）

八月六日、右衛門尉康清が、三嶋社東大夫に対して、同社領年貢の借召催促の停止と、三福郷の成敗を、伊豆国守護代寺尾若狭入道に命じたことを伝えた。尚、長祿二年（一四五八）は、鎌倉府の解体によって、足利政知が関東主君として、伊豆国堀越に下向した年であり、この時、伊豆国は政知に与えられた。寺尾氏もこれ以降、同国を退去したものと考えられる。

○「史料二」は、寺尾氏が伊豆国守護代に任じられたことを示す初見史料で、これ以降、「史料三」の長祿二年（一四五八）に至るまで、寺尾氏が伊豆国守護代であった。

長祿二年（一四五八）以降、伊豆国守護代に任じられていた人物を示す「史料」は、筆者の調査不足で未判明である。

二 応仁元年（一四六七）、宇佐美氏は「現・加須市

騎西の近辺」を領知していない可能性が高い。

「史料四」

享徳五年（康正二年）（一四五六）足利成氏祈願文（鷲宮神社所蔵）（9）

二月十日、古河公方足利成氏が、武蔵国太田荘鷲宮大明神に、武運長久を祈り、（上杉方ら）凶徒退治の折には、足立郡と崎西郡の段銭（田地に課した税）を、同社の修造料として寄進するとした。

○享徳五年（康正二年）（一四五六）、公方成氏方が崎西郡を領知していた。

「史料五」

康正二年カ（一四五六）足利成氏書状写（国立公文書館所蔵「武家事紀」）（10）

四月四日、古河公方足利成氏が、京都の三条（実雅）に前年以來の戦況などを報じて諒解を求めた書状の中で、康正元年（一四五五）十二月三日、同六日、上杉方の上相藤朝、序鼻和憲信、同憲明、長尾景仲らは、崎西郡に集結したが、

これを公方成氏方が、数百人を討ち取り、残り  
の者も皆敗走させたと述べている。

○康正元年（一四五五）、公方成氏は埼玉郡に集結  
した上杉軍を撃破し（「史料五」）、騎西城を奪取  
して古河方の前線拠点として位置づけ直したの  
であった。これを契機にして、成氏は埼玉郡の  
各地に奉公衆を配置するようになった。（11）

「史料六」

『鎌倉大草子』（12）

応仁文明の頃、政知は伊豆の堀越に居住あり。  
成氏は下総の古河城にあり。両御所にて候。両  
上杉は堀越の味方にて成氏と合戦。武州総州の  
成氏の味方之者ども文明三年三月、箱根山を打  
越、伊豆の三嶋へ発向して政知をせめんとす。

「中略」此間に山内頭定宇佐美藤三郎孝忠に五千  
余騎を相添、道に待うけ散々に責ければ成氏方  
千葉小山結城等残少なに打なされ古河へ皈城し  
ける。「後略」

○文明三年（一四七一）三月、古河公方足利成氏  
が、箱根山を越えて伊豆国三嶋に侵攻した際に、

堀越公方足利政知、扇谷、山内の両上杉方の味  
方として、宇佐美藤三郎孝忠は、公方成氏方を撃  
退した。

「史料七」

『鎌倉大草子』（12）

（文明三年）六月廿四日、「中略」両上杉は猶五十  
子に旗をたて、成氏の味方を退治しける。しか  
れども古河に野田、関宿に篠田、私市の佐々木、  
其外那須結城いづれも無二の御所方にて「後略」

○文明三年（一四七一）六月廿四日、私市（騎西城）  
には佐々木氏が配置されていた。

#### 四 「資料三」 B⑫からB⑮までの検証

次に、「資料三」 B⑫からB⑮までの記述内容を、  
該当する地域の現在知られている「史料」を用いて  
検証した結果、次のような事実が証明された。

三 治承四年（一一八〇）十一月、宇佐美祐茂が常陸  
国多珂郡の地頭となり、その後も、宇佐美氏の子

孫は、常陸国で佐竹氏の臣となって活動していた。

「史料八」

『吾妻鏡』(13)

(治承四年(一一八〇)十一月)大八日丙辰。被収公秀義領所常陸國奥七郡。并太田。糟田。酒出等所々。

被宛行軍士之勳功賞云々。

治承四年(一一八〇)十一月八日、佐竹秀義の所領であつた常陸國奥七郡と太田、糟田、酒出等を没収して、これを有力御家人に恩賞地として与えた。

○「前略」多珂郡については『新編常陸国誌』の引用する「安良河八幡大双紙」によると、宇佐美祐茂が安良川八幡宮に講田八段を寄進、その子祐政も大般若田を寄進、さらにその子祐泰が嘉禎年中(一二三五―三七)、同宮を造営したとされるが、同八幡宮神主・衆徒の文明十一年(一四七九)の申状は「当莊地頭宇佐美左右衛門時景」とし、嘉祿二年(一二二六)、宇佐美祐泰、木佐

良善阿が造営を行ったとのべている(「安良川八幡神社文書」中世編Ⅱ)。両者の記事に差があるが、いずれにせよ、藤姓宇佐美氏が治承以来、地頭職を保持したことは間違いない。(14)

「史料九」

『続群書類従 第五輯 上』系図部 卷第二百一「佐竹白石系図」(15)

義重 常陸介 法名秀山。

―義清 源二郎 義重第二子。是依無男子。祐義ニ相続。

―祐義 佐竹七郎 母宇佐美日向入道女也。号蓮阿。

○『佐竹白石系図』によれば佐竹氏四代佐竹義重の子義清に子がなかったため、宇佐美日向入道の娘を母とする七郎祐義に相続させたとある。

「史料十」

『常陸史略 久慈郡部』四〇頁(16)

○久慈城跡ハ中世宇佐美氏之ニ居ス天正文祿ノ際ニ至リ宇佐美又左衛門ナル者佐竹義重ニ仕保内初原ノ地ヲ食シ宇佐美太郎衛門モ亦下郷ノ地ヲ食ス盖シ此城主ノ子孫ナラン「後略」



○出典は不明だが、宇佐美氏の子孫として、佐竹氏の臣の宇佐美又左衛門、宇佐美太郎衛門の名がある。

方江大坂衆之首八ツ討捕申候、朝晩之首数合十五かと覚申候事「後略」

戸村十太夫

義国判

四 慶長十九年（一六一四）霜月廿六日、宇佐美三十郎が大坂城で討ち死にしていた。

（正保二年）六月七日

郎が大坂城で討ち死にしていた。

高松内匠様

「史料十一」

覚（17）

一、慶長十九年大坂御籠城之砌寅霜月廿六日朝大坂方今福表江御人数を被出候所ニ佐竹右京太

狸々皮の羽織を着た味方は百人ほどいて、この内四く五人は討ち死にしたが、貴方様が討ち取ったとおっしゃる年頃二十二く二十三で、顔が長く、眉目良い者は宇佐美三十郎と言う人物かもしれぬ。（18）

夫自身被罷出、家来渋江内膳（渋江政光）・

梅津半右衛門其外物頭之者ニ申付、大坂衆押立、五

近世、佐竹氏が治めた出羽国久保田藩（秋田藩）

首数七ツ討捕申候事

には、宇佐美三十郎という家臣が存在した。

一、同日未之刻、「中略」

一、味方狸々皮之羽織着申候者式百人参り御座候

「史料十二」

内、四・五人討死致し、其内貴殿御鑑付首御

「藤原氏宇佐美系図」（A288.2-1184）（19）

取被成候者歳廿二・三比にて顔面長ク眉（眉

宇佐美 忠祐※—祐光—祐應—忠辰—忠盈

目）能首ニ御座候由被仰越候、其者ハ宇佐美

※慶長十九年撰州大坂ノ役ニ屈従ス

三十郎と申者ニ可有之候か、防戦之時分も味

宇佐美三十郎忠盈

「資料五」

「表五 人別異動表」(20)

宇佐美三十郎 本方奉行↓(天明五年(一七八五))

遠慮↓(寛政五年(一七九三)) 大番組頭↓

(同八年(一七九六)) 物頭↓学館勤番↓

(同九年(一七九七)) 学館勤番支配

家禄二二二石七九九

## 結びに代えて

「資料二」、「資料三」、「資料四」を元に、平田篤胤

『考案書』の記述内容を「復元」し、その記述内容を

「引用」した「資料一」①、②、③、④の検証を行っ

た結果、残念ながら管見の限り、

「資料一」

① 応仁元年(一四六七)、

② 伊豆国宇佐美の領主、宇佐美三八郎重之が

③ 当地域を領知したとき

の記述内容に関して、「史料」上では、「全て」が確

認出来ないことが判明した。

④ 越ヶ谷久伊豆神社に太刀を奉納するとともに

社殿を再建したという

に対応する記述は、「資料三」には存在しない以上、

平田篤胤『考案書』の本文が発見されない限り、そ

の検証が不可能であるために、本論においては判断

を保留することとした。

さらに、「資料一」②に記述される宇佐美氏につい

て、「資料三」B⑫からB⑮までの検証を行った結果、

「資料三」

B⑫ 宇佐見三八郎は、後に常陸国佐竹の臣となり

て

B⑬ 出羽国秋田にうつれるが、

B⑭ 大阪陣の時に討死す、其子孫を三十郎をいふ、

B⑮ 今に秋田に住して、佐竹氏に仕ふといふ。

の記述内容に関して、「史料」上では、宇佐見三八郎  
以外の「全て」が確認出来ることが判明した。

この驚くべき事実は、出羽国久保田藩(秋田藩)

出身の平田篤胤ならではの特別な情報があつた故であらうと推測した。

最後に、筆者は今後も、「資料一」①、②、③、④の検証を、「史料」を用いて続けていく所存であるが、

「武州埼玉郡寄西木崎の郷」の解釈を、

「武蔵国（武州）に属する近世では埼玉郡となる中世における崎（埼玉）西郡の中心地である現・加須市

騎西の近辺」

と推定し「再定義」した点を、検証の際の基本にすべきと考える次第である。

## 注

(1) 萩原 龍夫 (一九七五)

『越谷市史 第一巻 通史上』越谷市役所、  
一一八九頁

(2) 国立国会図書館サーチ

<https://iss.ndl.go.jp/>

(3) 明治三十七年（一九〇四）四月五日発行

『東武鉄道線路案内記』三一、三二頁

(4) 明治三十八年（一九〇五）二月十三日発行

『埼玉県地理案内』四六、四七頁

(5) 大正五年（一九一六）発行

『越ヶ谷案内』四一頁

(6) 静岡県編（一九九二）

『静岡県史 資料編六 中世二』静岡県、  
十二頁

(7) 高崎市市史編さん委員会編（一九九四）

『新編高崎市史 資料編四 中世二』静岡県、  
一九四頁

(8) (7) 前掲書、二二三頁

(9) 騎西町史編さん係編（一九九〇）

『騎西町史 中世資料編』騎西町教育委員会、  
一一五・一一六頁

(10) (9) 前掲書、一一六・一一七頁

(11) 騎西町社会教育課郷土史料係編（二〇〇五）  
『騎西町史 通史編』騎西町教育委員会、  
一七九頁

(12) <http://lovekeno.iza-yoi.net/ozoushi0.htm>

(13) 吾妻鏡データベース

[http://basel.nijl.ac.jp/info/lib/  
meta\\_pub/detail](http://basel.nijl.ac.jp/info/lib/meta_pub/detail)

(14) 網野 善彦 (一九九四) 『茨城県史 中世編』  
茨城県、一〇八頁

(15) 塙 保己一／太田藤四郎編 (一九七三)

『続群書類従 第五輯上』続群書類従完成会

(16) 小田野 辰之助編 (一八九六・九七)

『常陸史略 久慈郡部』錦竜堂、四〇頁

<http://dl.ndl.go.jp/>

[info:ndl.jp/pid/764367](http://dl.ndl.jp/pid/764367)

(17) 堀 智博 (二〇一六)

「大坂落人高松久重の仕官活動とその背景」

戸村義国との往復書簡を題材として」

『共立女子大学文学部紀要』巻六二、

七一頁

(18) (17) 前掲書、五七頁

(19) 秋田県公文書館編 (二〇〇一)

『系図目録一

秋田県公文書館所蔵古文書目録』

秋田県公文書館、九一頁

(20) 金森 誠也 (二〇〇一)

「寛政期秋田藩における改革派官僚の形成

—いわゆる「人材登用」について—」

『秋田県公文書館 研究紀要』第八号、九頁

藤原公定撰

『新編纂図本朝尊卑分脈系譜雑類要集3』

吉川弘文館 (一九〇三～〇四)

国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/991585>

より「宇佐美氏」該当部分に加筆して引用←

